政令

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十九号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年九月六日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第二項及び第二十四条第一項ただし書、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第六項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第一条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第六号中「同じ。」の下に「の運転者等」を加える。

第十一条中「料金を徴収しない」を削り、「ため」の下に「運転者等から」を加える。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第三条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「から徴収する」を「の運転者等から徴収する」に改め、同条第六項中「料金を徴収しない」とあるのは」を「料金」とあるのは、」に改め、「以下この条において同じ。」及び「を徴収しない」と、「料金を徴収する」とあるのは「利用料金を徴収する」を削る。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第四条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第二十四条第三項及び第四項の項中「第二十四条第三項及び第四項」を「第二十四条第三項から第五項まで」に改める。

附　則

この政令は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月六日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十一号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表東京都心・臨海地域の項中「都道外濠環状線、一般国道一号線」を「特別区道千第百四十七号、一般国道一号線」に、「十五番から十七番まで及び」を「十四番及び十五番並びに」に改め、同表備考第十一号中「、東京都心・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十八　東京都心・臨海地域　令和五年五月十五日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十二号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第五項、第二十六条第一項及び第三項並びに第六十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。